

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制

基本理念の実現に向けて、4つの基本方針に基づき、各施策を区民・事業者・区の協働により推進し、目標の達成を目指していきます。

(1) 環境区民(「区民・事業者・区」の総称)の役割

質の高い循環型社会の実現には、環境区民である区民・事業者・区の三者がそれぞれ相互に連携し、協働することが不可欠です。そのためには、区民・事業者・区のそれぞれが環境区民としての役割を自覚し、実践することが大切です。

区民の役割

区民は、ごみの排出ルール・マナーを遵守するとともに、ごみの排出抑制・リサイクルを意識して、現在のライフスタイルを見直すことなどにより、ごみの減量化・再資源化に努める必要があります。

荒川区の地域特性である、自分達の地域のことは自分達で築いていこうというボランティア精神を生かして、協働の取組の一つとして「集団回収」がごみ減量の大きな役割を担っています。

区民一人ひとりが廃棄物との関わりについて理解を深めることにより、積極的に参加していくことが必要です。

地域において、ごみの減量・リサイクル推進のための取組を、区と協働で行っていく区民も求められています。

事業者の役割

事業者は、廃棄物処理法による排出事業者責任*に基づく適正処理はもとより、事業活動におけるごみの排出抑制やリサイクルの更なる推進など、環境に配慮した事業活動が求められています。

また、ごみの発生は光熱費と同様に、コスト要因であることから、経営の観点からも、ごみ減量に対する意識付けを行っていく必要があります。

区の役割

荒川区ならではの地域の連携と地場産業である「循環産業」の集積を活かしながら、あらかわりサイクルセンターを普及啓発の拠点として、清掃リサイクル事業の更なる充実・拡大を図っていきます。これまで荒川区の資源回収・リサイクル事業の中核を担い、あらかわりサイクルセンターの円滑な運営に欠くことのできない荒川区リサイクル事業協同組合と協働していきます。

区は区内最大規模の事業所としての責任を自覚し、全部署が一体となった体制を整備・確保し、平成26年に改定した「荒川区役所環境配慮率先行動プラン」を実践していきます。また、区はコーディネーター(調整役)として、「大量生産・大量消費・大量廃棄」からの転換の必要性を呼びかけるとともに、ごみの発生から処理・処分までの全体調整を行い、資源循環型社会の構築に向けたシステムを

整備し、その進行管理を行い、ごみの減量化・再資源化を推進する役割を担います。

さらには、区民や事業者に対し、ごみ減量やリサイクル推進に関する情報を提供していきます。

また、清掃事業の主体として、効率性や環境にも配慮しながらごみの収集・運搬を実施すると共に、家庭ごみ及び事業系ごみの適正排出を徹底していきます。

国などに対しても、各種リサイクル法等の見直しや、制度の改善などについて、継続的に働きかけていきます。

(2) 荒川区清掃審議会

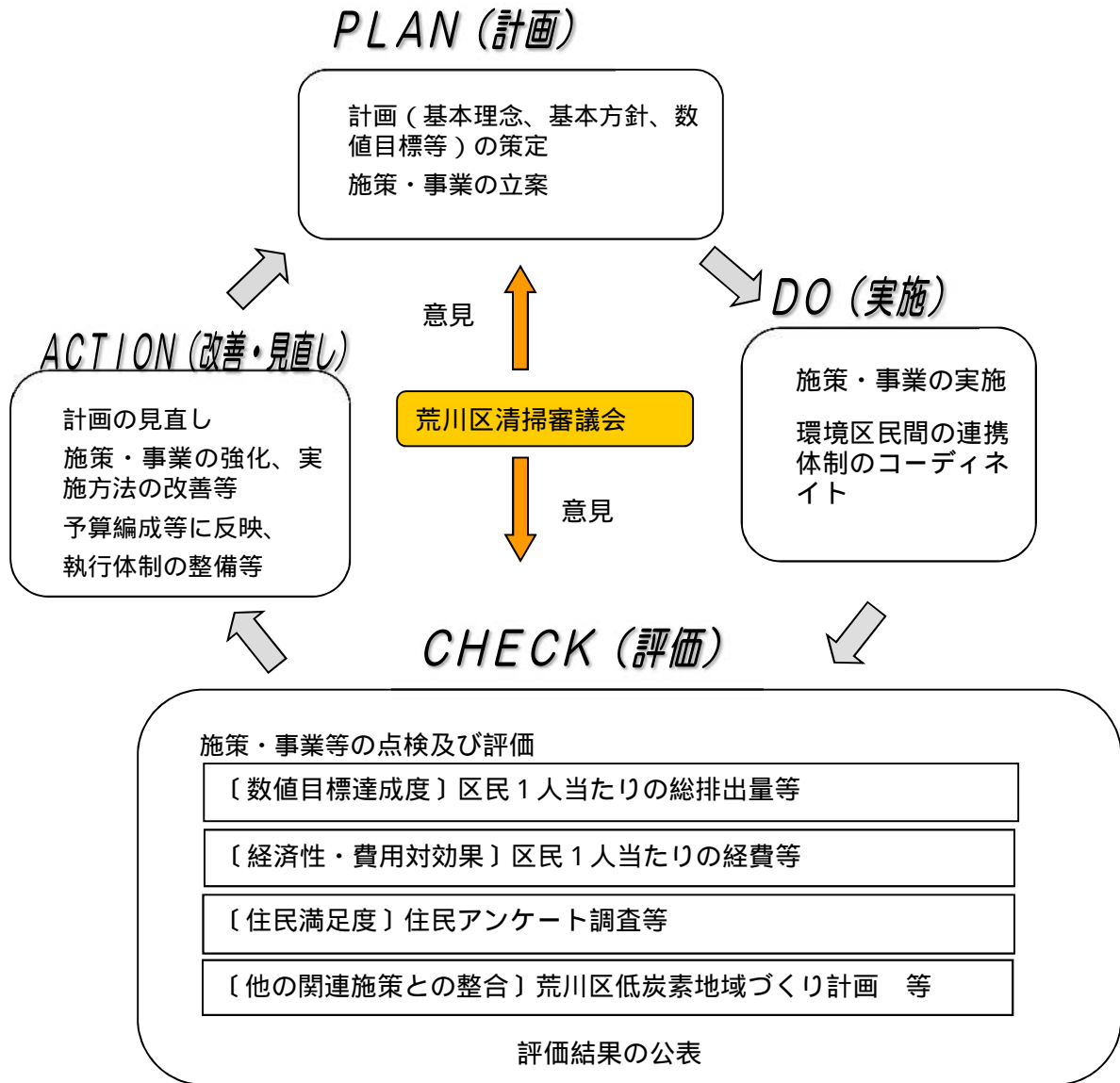
区民・事業者・区・学識経験者等の代表により構成される「荒川区清掃審議会」の中で、循環型社会の実現に向けた課題や課題に対する基本的な考え方を審議し、環境区民間での相互理解を高め、区の施策に反映していきます。

2 進行管理

目標を達成するために、達成状況の客観的な評価を行いながら、改善を図り、計画的・効果的に実施していく仕組みを確立していきます。進捗状況、達成状況について、行政評価にも用いられている計画（PLAN）実施（DO）評価（CHECK）改善・見直し（ACTION）のPDCAサイクルを適切かつ効果的に運用【図表4-1】し、継続的・段階的に改善を図りながら計画を発展的に実施していきます。

本計画に掲げた各種施策を推進するとともに、荒川区低炭素地域づくり協議会が平成22年10月に策定し、平成27年度に見直しを行った「荒川区低炭素地域づくり計画（～環境区民がみんなで取り組むCO₂削減プラン～）」に盛り込んだ、『ごみの排出抑制を主眼とする3R「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）」の推進』の取組についての点検、評価、見直しを行うなど、他の施策との整合性を図っていきます。

【図表 4 - 1 計画の推進体制・進行管理の概念図】



【図表 4 - 2 計画の継続的強化・改善（スパイラルPDCA）のイメージ】

